

○田川地区清掃施設組合財政状況の公表に関する条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項に規定する財政状況の公表に関する文書(以下「財政状況」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政状況の公表期間)

第 2 条 財政状況は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間におけるものを 11 月末日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間におけるものを 5 月末日までに公表するものとする。

2 天災、その他避けることのできない事故により前項に規定する期限に公表できないときは、組合長は事故の止んだときから 1 月以内に公表しなければならない。

(財政状況の内容)

第 3 条 財政状況には、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他組合長において必要と認める事項

(財政状況の公表)

第 4 条 財政状況の公表は、田川地区清掃施設組合公告式条例(昭和 58 年条例第 2 号)第 2 条第 2 項の例により行う。

2 財政状況は、告示の日から 6 か月間何人も組合長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 法令又はこの条例に定めるものを除くほか、財政状況の作成及び公表の手続きについて必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。